

平成13年2月23日

北陸財務局長談話

―― 金沢中央信用組合と不動信用 組合の事業譲渡契約について ――

1. 本日、金沢中央信用組合及び不動信用組合から、不動信用組合の事業を金沢中央信用組合へ譲渡することについて、事業譲渡契約書が締結された旨の報告を受けたところである。
2. 今般の事業譲渡契約書の締結は、平成12年12月21日に締結された事業譲渡に関する基本合意書に基づくものであり、当該基本合意書締結以降においても、金融整理管財人により、不動信用組合の業務運営等は適切に、かつ、円滑に行われていると聞いている。
3. 北陸財務局としては、当該事業譲渡契約書に基づき、不動信用組合の事業が金沢中央信用組合へ早期に事業譲渡されることを期待するとともに事業譲渡の手続きが円滑に進むよう法令に基づき適切に対応してまいりたい。